

(第十四号)

第一回 参議院運輸及交通委員會會議錄第二十六号

(六六二)

付託事件

○海運經營方式並びに船員管理に関する陳情(第十五號)

○日本通運株式會社の營業權並びに設備を海運經營者へ還元することに關する陳情(第八十五號)

○海運經營方式並びに船員管理に関する陳情(第九十六號)

○海上輸送力緊急増強に関する陳情(第九十三號)

○鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海防見込港鐵道線外三鐵道線拂下に關する請願(第六十號)

○矢島鐵道株式會社の救済に関する請願(第九十七號)

○須小倉鐵道線拂下げに関する請願(第九十三號)

○信越線柏崎附近河川鐵橋の復旧擴張工事施行に関する請願(第七十七號)

○九州、四國間の省營道路に関する請願(第九十三號)

○山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車運轉に関する請願(第九十九號)

○中央氣象臺牛久保出張所設置に関する請願(第九十七號)

○九州、四國間の省營道路に関する請願(第九十三號)

○中央氣象臺牛久保出張所設置に関する請願(第九十七號)

○舊橋丹鐵道線拂下げに関する請願(第九十一號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に関する請願(第九十九號)

○沿岸荷役業者の貨物自動車運送に關する請願(第九十五號)

百七十號)

○豊川鐵道及び鳳來寺鐵道拂下げに關する請願(第七十一號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に関する請願(第九十八號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に関する請願(第九十五號)

○四國循環線山手線拂下げに関する請願(第九十三號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に関する請願(第九十二號)

○後援寺、糸田兩鐵道線拂下げに關する請願(第九十五號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に関する請願(第九十三號)

○西彼杵半島の陸海運交通の整備に關する請願(第九十二號)

○造船技術の振興方策に関する陳情(第九十三號)

○道路交通行政に関する陳情(第三百五十二號)

○磐城西郷信號所、湯野上驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第二百三十六號)

○九州、四國間の省營道路に関する請願(第九十三號)

○羽後鐵道災害復舊に關する請願(第二十五十二號)

○關門港に外國貿易船の入港促進に關する請願(第二十五十六號)

○沿岸荷役業者の貨物自動車運送に關する請願(第九十五號)

する請願(第三百七十七號)

○沿岸荷役業者の貨物自動車運送に關する請願(第三百八十八號)

○山陰線餘部鐵橋修理に關する陳情(第三百七十一號)

○須賀川線運子、田浦間に沼間驛を設置することに關する陳情(第三百八十八號)

○油津港を第二種港灣輸入並びに貿易開港場指定に關する請願(第三百號)

○須賀川開港指定促進等に關する請願(第三百六號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實施に關する請願(第三百二十七號)

○現有馬場復興に關する陳情(第四百二十號)

○小運送業の戰時統制撤廢に關する陳情(第四百三十一號)

○若松港を第一種重要港灣に編入することに關する陳情(第四百三十七號)

○四國循環線開通促進に關する請願(第三百五十五號)

○福岡河川間左津、荒砥間の鐵道敷設及び福岡、鹽河江間外二線路に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第三百五十七號)

○今次の水害による足尾鐵道復舊促進に關する陳情(第四百七十五號)

○桃ノ川、後杵兩驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第三百八十六號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に關する請願(第三百九十五號)

○都道府縣議會に管下鐵道無貨車平等交付に關する請願(第四百十一號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運轉に關する請願(第四百十六號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する陳情(第四百八十七號)

○九、四連絡省營航路運轉に關する陳情(第四百九十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第四百二十九號)

○姫路、播磨新宮、若菜間に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第四百三十六號)

○大糸線全通促進に關する請願(第四百四十號)

○甲府、長野兩驛間電化實現に關する請願(第四百四十一號)

○上毛鐵道水害復舊に關する請願(第四百四十二號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第四百四十四號)

○大糸線全通促進に關する請願(第四百四十八號)

○大内驛、野村町間に國營自動車の運轉を開始することに關する陳情(第五百二十二號)

○都道府縣議會議長に國有鐵道無貨車平等交付に關する陳情(第五百二十二號)

○大糸線全通促進に關する陳情(第五百七號)

百三十六號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する陳情(第五百三十七號)

○若松港を第一種重要港灣に編入することに關する請願(第四百六十四號)

○山陽本線柳井、岩國兩驛間に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第四百七十三號)

○國營電氣工事局開放に關する請願(第四百七十四號)

○鹽河線内の馬場、遠西間に國營自動車運轉開始に關する請願(第四百七十九號)

○大糸線、全通促進に關する請願(第四百八十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第四百九十九號)

○上野、土浦及び平河間の電化に關する請願(第四百九十三號)

○千葉、成東兩驛間の電化促進に關する請願(第四百九十九號)

○近畿電氣鐵道株式會社の鐵道拂下げに關する請願(第五百四號)

○中央線東武信濃所を一般貨客取扱驛とすることに關する請願(第五百二十九號)

○佐原、成東間の栗原より山倉、常磐村に國營自動車の運轉開始に關する請願(第五百三十號)

○鹿児島縣山崎港を指定港とすることに關する請願(第五百三十一號)

○鹿児島縣山崎、川俣間國營バス運送を開始することに關する請願(第五百五號)

百三十七號)

○後井鐵道、西條線間の東川手村花見に停車場を設けることに關する請願(第五百四十二號)

○江迎、日ノ浦兩驛間に國營自動車の運送開始並びに同専用道路の改修に關する請願(第五百六十七號)

○金石線全通促進に關する請願(第五百七十四號)

○富山港線線路下げに關する請願(第五百七十五號)

○陸奥國宮内、十勝清水間鐵道敷設促進に關する請願(第五百八十四號)

○八百津、駒沼兩驛間に國營自動車の運送を開始することに關する請願(第五百八十八號)

○大岡、竹田並びに大岡、佐伯各兩驛間に國營自動車の運送を開始することに關する請願(第五百八十九號)

○飯島、藤田、津波兩町間に國營自動車の運送を開始することに關する請願(第五百九十二號)

○大糸線全通促進に關する請願(第五百九十三號)

○東京、鹿兒島間の急行列車復活に關する請願(第六百五號)

○開港、法案並びに海上保安法案に關する請願(第六百三號)

○肥前線電化工事に關する請願(第六百五號)

○釧路港、北見相生間に鐵道敷設促進に關する請願(第六百十三號)

(内閣送付)

○船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○國が施行する内國貿易設備に關する港務工事に因り生ずる土地又は工作物の譲渡又は貸付及び使用料の徴收に關する法律案(内閣送付)

昭和二十二年十二月六日(土曜日)午前十二時四十分開會

本日の會議に付した事件

○船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案

○理事(有田喜一郎) それでは、これから委員會を開會することにいたします。

○政府委員(有田喜一郎) 舊法の下のにおきましては、いわゆる警察命令といたしまして、法律の委任に基きかねい、命令を以て獨立に國民の權利を制限し、義務を課することができ、又罰則につきましては、明治二十三年法律第八十四號(命令ノ條項違反ニ關スル罰則ノ件)の委任に基き、特定範圍の科罰を命令を以て規定しておつたのであります。これらの命令は、それぞれ新法の施行とともに、直ちに且つ當然に、その效力を失ふべき管のところ、一般的経過措置として、本年四月法律第七十二號(日本國憲法施行の漢、現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律)によつて、本年十二月末日まで法律と同一の效力を有するものとして在するものとせられております。

ところで船舶法及び船舶安全法の關係省令中には、右に該當する條項が相當にありますが、種々検討の結果、それらはいずれも、明年一月一日後におきましても存続せしめる必要がありま

すので、これらを法律に直接規定し、又は法律に委任の根據を設ける等の措置を講ずることとしたしました。これがこの法律案を提出する主なる理由であります。

向これを機會に、現下の經濟事情等に鑑みまして、罰則中財産刑の限度を引上げる必要があり、又舊刑法及び舊地方制當時の條文の字句を改めたることとしたしたいと思います。

以上簡單にこの改正法律案の提案理由を御説明申し上げました。會期切迫の折柄ではあります、只今申上げました通り、この改正法律は、明年一月一日から施行する必要があるものでありますから、何率御審議の上、速やかに御可決あらんことを願う次第であります。

○理事(丹羽五郎君) 速記を止め

午前十一時五十分速記中止

午後零時十八分速記開始

○理事(丹羽五郎君) 速記を始め

て……、本日はこれで散會することにいたします。

午後零時十九分散會

出席者左の通り。

理事 丹羽 五郎君

委員 小野 哲君

小泉 秀吉君
中村 正雄君

若木 勝藏君

大岡 憲二君

水久保 延作君

堀野 清雄君

小林 勝馬君

早川 慎一君

村上 義一君

中野 重治君

政府委員 有田 喜一郎

運輸事務官 有田 喜一郎

海運局長官 有田 喜一郎

十二月五日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案(豫案第三十二號)

一、國が施行する内國貿易設備に關する港務工事に因り生ずる土地又は工作物の譲渡又は貸付及び使用料の徴收に關する法律案(豫案第三十七號)

船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案

第一條 船舶法の一部を次のように改正する。

第二十一條に次の二項を加える。

前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得

前項ノ罰則以下ノ罰金トス

第二十一條ノ二 管海官廳ハ船舶ノ積載、登録又は標示ニ關シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ船舶ニ隨檢セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明セ

ハキ證票ヲ携帯スヘシ

第二十二條第一項中「百圓以上千圓以下一萬圓」に改める。

第二十三條中「二百圓以上二千圓以下一萬圓」に改める。

第二十四條 官更ヲ欺キ船舶原簿ニ不實ノ登録ヲ爲サシメタル者ハ二月以上三年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十五條中「十圓以上千圓」を「一萬圓」に改める。

第二十六條及び第二十七條中「五圓以上五百圓」を「五千圓」に改める。

第二十七條ノ二 第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ隨檢ヲ拒ミ、妨ケ又ハ隠避シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條中「數人共犯ノ例」を「第六十條乃至第六十二條ノ規定」に改める。

第三十條 第二十七條ノ規定ハ船舶所有者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其法定代理人ニ之ヲ適用ス但營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 船舶安全法の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「警手シタル時ヨリ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

第十條第二項中「效力ヲ有ス」の下に「此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」を加える。

第十條ノ二 管海官廳ハ船舶ノ檢査ニ關スル事項ヲ記録スル爲最

初ノ定期檢査ニ合格シタル船舶ニ對シテ船舶檢査手帳ヲ交付ス

○港務管理運営に關する法律(第六百十六號)
○船舶検査手帳ニ關シ必
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定
ム

十二月末日まで法律と同一の效力を有するものとして存続するものとせられ
ておきます。

小泉 秀吉君
中村 正雄君

ハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明セ
ベキ證票ヲ携帯スヘシ

初ノ定期検査ニ合格シタル船舶
ニ對シテ船舶検査手帳ヲ交付ス

第十條ノ三 最大搭載人員、制限

汽艇、船舶検査證書、特殊船舶
検査證書及船舶検査手帳ニ關シ必
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定
ム

第十二條第一項の次に次の一項
を加える。

管海官廳ハ必要アリト認ムルト
キハ船舶所有者又ハ船長ヲシテ
船舶ノ機航性及人命ノ安全ニ關
シ命令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ
爲サシムルコトヲ得

第十四條中「勅令」を「政令」に改
める。

第十七條中「百圓以上二千圓」を
「一萬圓」に改める。

第十八條中「百圓以上二千圓」を
「一萬圓」に改め、同條第一號中
「船舶検査證書」の上に「命令ノ定
ムル場合ヲ除キ」を加える。

第十九條及び第二十條中「千圓」
を「五千圓」に改める。

第二十一條中「五百圓」を「千圓」
に改める。

第二十一條ノ二 船舶所有者又は
船長第十二條第二項ノ規定ニ依
ル届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出
ヲ爲シタルトキハ千圓以下の罰
金に處ス

第二十二條中「五百圓」を「千圓」
に改める。

第二十四條ノ二、第十條第二項、
第十條ノ三及第二十八條ニ規定
スル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設
クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得
ル罰ハ五千圓以下ノ罰金トス

第二十五條中「道府縣」を「都道
府縣」に改める。

第二十七條第一項中「勅令」を
「政令」に改め、同條第二項を削
る。

第二十九條中「地方長官」を「都
道府縣知事」に改める。

附則
この法律は、昭和二十三年一月一
日から、これを施行する。

國が施行する内國貿易設備に關
する港灣工事に因り生ずる土地
又は工作物の讓與又は貸付及び
使用料の徴收に關する法律案

第一條 國が施行する内國貿易設備
に關する港灣工事に因り生ずる土
地又は工作物は、公用又は公共の
用に供するため國有として存置す
る必要のあるものを除く外、運輸
大臣において、その工事の費用の
一部を負担した公共團體にこれを
讓與することができる。

前項の規定により讓與する土地
又は工作物は、同項の公共團體の
負擔した工事の費用の額に相當す
る價額の範圍内のものでなければ
ならない。

第二條 前條第一項の土地又は工作
物で公共の用に供するため國有と
して存置するものは、運輸大臣に
おいて、同項の公共團體に無償で
これを貸付し、當該土地又は工作
物の維持補修に當らしめるととも
に、使用料を徴收せしめその收入
に歸せしめることができる。

附則
この法律は、昭和二十三年一月一
日から、これを施行する。

